

暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る

食品健康影響評価の考え方について（案）

（令和 2 年 6 月 0 日 動物用医薬品専門調査会及び肥料・飼料等専門調査会決定）

1 暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物¹の状況

- (1) 平成 18 年 5 月、食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）に関するポジティブリスト制度を導入する際、厚生労働省は、「人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがない」（食品安全基本法第 11 条第 1 項第 3 号）として、食品健康影響評価を行うことなく基準値を設定した。
- (2) これらのいわゆる暫定基準値については、「事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない」（同法第 11 条第 2 項）ことから、厚生労働省は平成 18 年から 5 年間を目途に評価依頼をすること（「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について（平成 17 年 11 月 28 日付け厚生労働省発第 1128001 号）」）とし、優先評価物質を含め順次、同法第 24 条第 2 項に基づく評価要請を行ってきた。
- (3) 他方、食品安全委員会は、食品健康影響評価を円滑に進めるため、「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順（平成 18 年 6 月 29 日付け食品安全委員会決定。以下「実施手順」という。）」を策定し、ADI（許容一日摂取量）の設定を中心とした食品健康影響評価を行ってきた。

2 課題と対応方向

- (1) 国民の健康保護の観点からは、暫定基準値が設定されている成分について、速やかに最新の科学的知見による食品健康影響評価が行われ、評価結果に基づき、暫定基準値の見直し等が行われる必要がある。しかしながら、これらについては、これまで行ってきた ADI の適切な算定に必要なかつ十分な資料があるとは言えない状況にある。
- (2) 他方、実施手順 2 の（2）の①では、優先評価物質以外の評価については、一定の条件の下において、ADI の設定またはその他の方法で評価を行うこととされている。また、ポジティブリスト制度の導入以降、実際のばく露状況が把握できていること、これまでの食品健康影響評価の積み重ねや新たなリスク評価技術の確立など評価をめぐる状況も変化している。
- (3) このような状況の下において、暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物のうち食品健康影響評価が行われていない未評価の成分について、ADI の設定に加えて、現在実施されているリスク管理の妥当性について食品健康影響評価を実施することとする。
- (4) なお、本考え方は、実施手順の「その他の方法」を動物用医薬品及び飼料添加物について具体化するものであり、実施手順の対象以外の動物用医薬品及び飼料添加物につい

¹ 農薬として使用される成分を除く。

1 ては、それぞれ「動物用医薬品に関する食品健康影響評価指針」（平成 30 年 4 月 10 日
2 食品安全委員会決定）及び「飼料添加物に関する食品健康影響評価指針」（平成 30 年 9
3 月 25 日食品安全委員会決定）に基づき評価を行うものとする。

4 5 3 未評価成分の評価の考え方

6 実施手順の優先評価物質²については、実施手順に基づく通常の評価を実施する。優先評
7 価物質以外については、各成分の状況に応じて以下のように区分し、実施する。

8 (1) 国際機関等において ADI 等が設定されており、かつ現行のリスク管理に基づく推定摂 9 取量が当該 ADI 等を上回らない成分

10 本項目には、国際機関（JECFA、JMPR）、外国政府機関（米国、EU、豪州等）等におい
11 て ADI 等が設定されておりその評価について検討した結果、食品安全委員会の評価と同
12 等に扱うことが可能と考えられる成分であって、ポジティブリスト制度導入以来のリス
13 ク管理について検討した結果、1 日当たりの推定摂取量が当該 ADI 等を超えない成分が
14 区分される。

15 したがって、現行のリスク管理の範囲で動物用医薬品及び飼料添加物として使用され
16 る限りにおいて、本項目に該当する成分の食品健康影響は無視できる程度と考えられる。

17 (2) 遺伝毒性発がん物質であることを否定できない成分

18 本項目には、(1) に該当しない成分であって、提出された資料等から遺伝毒性発がん
19 物質であることが否定できない成分が区分される。

20 なお、既に不検出として管理されている場合、当該成分の食品健康影響は無視できる
21 程度と考えられる。

22 (3) 提出された資料等より NOAEL (無毒性量) 等を確認することができる成分

23 本項目には、(1) 及び(2) に該当せず、提出された資料等より NOAEL 等を確認す
24 ることができる成分が区分される。

25 ① 資料等から確認された NOAEL 等と現行のリスク管理をもとにした推定摂取量を比較 26 し十分な余裕があると言える成分

27 ポジティブリスト制度施行以来のリスク管理について検討した結果、確認された
28 NOAEL 等と 1 日当たりの推定摂取量を比較した結果、十分な余裕があると言える成分
29 が区分される。

30 したがって、現行のリスク管理の範囲で動物用医薬品及び飼料添加物として使用さ
31 れる限りにおいて、本項目に該当する成分の食品健康影響は無視できる程度と考えら
32 れる。

33 ② 資料等から確認された NOAEL 等と現行のリスク管理をもとにした推定摂取量を比較 34 し十分な余裕があると言えない成分

35 資料等から確認された NOAEL 等と現行のリスク管理をもとにした推定摂取量を比較
36 し十分な余裕があると言えない場合は、従来型の ADI を算定するリスク評価を実施す

² 「食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入について（平成 17 年 11 月 28 日付け厚生労働省発第 1128001 号）」で優先的に食品健康影響評価の依頼を行うとされた 5 成分（アレスリン、オキシロニック酸、キシラジン、スルファチアゾール、タイロシン：下線については未評価）。

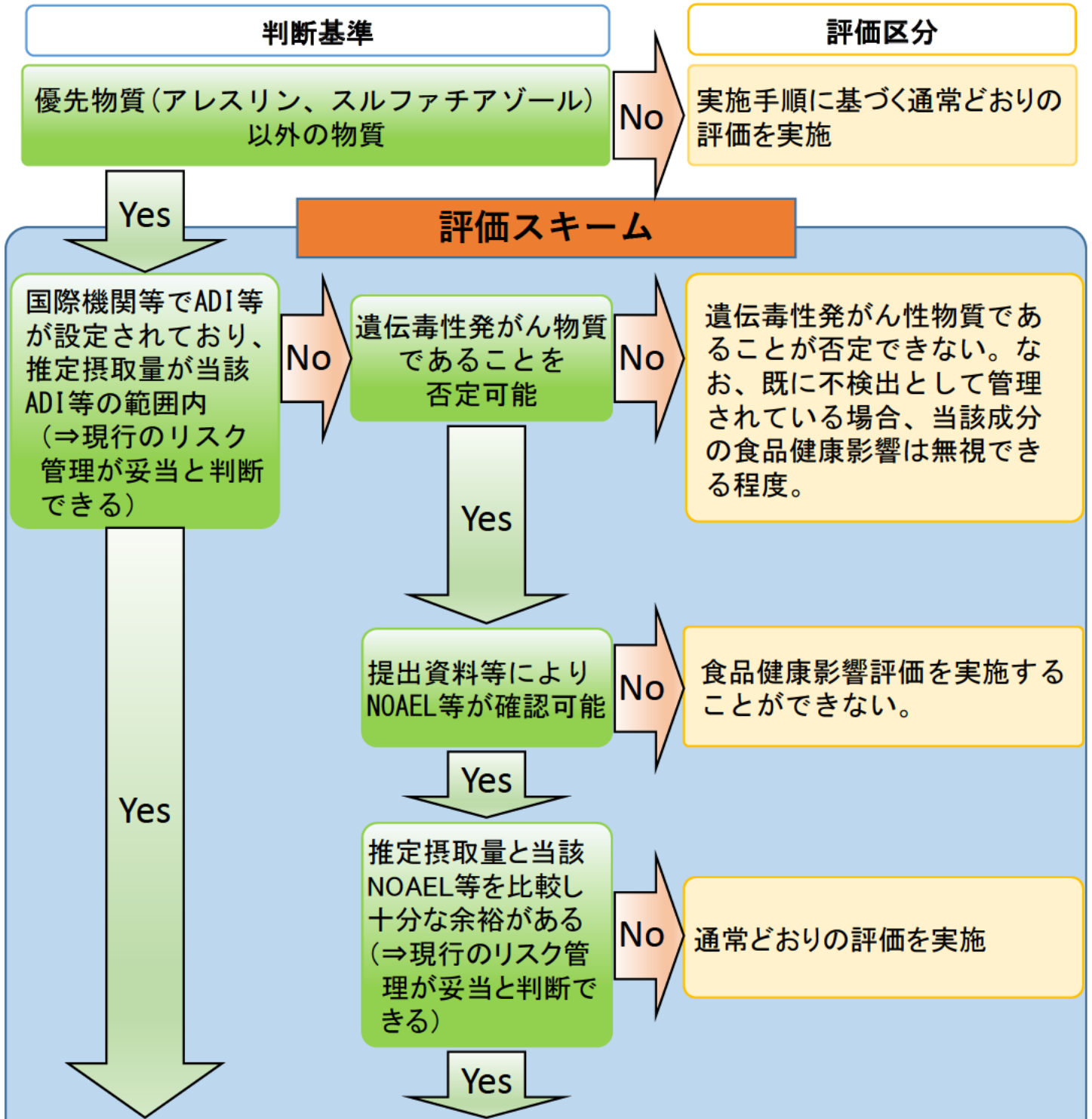
1 る。

2 (4) 食品健康影響評価が実施できない成分

3 本項目には、(1)、(2) 及び (3) に該当しない成分が区分される。すなわち、当
4 該成分については国際機関等における ADI 等の設定がされておらず、かつ、NOAEL 等を
5 確認することが可能な資料の提出等がなく、食品健康影響評価を実施することができな
6 い。

7

別紙：暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物*に係る食品健康影響評価の考え方について（案）



現行のリスク管理の範囲で動物用医薬品及び飼料添加物として使用される限りにおいて、当該成分の食品健康影響は無視できる程度。

*: 農薬として使用される成分等を除く。